

令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止電気柵導入支援事業補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 市は、農業者が鳥獣による農作物被害防止のために設置する電気柵の導入を支援するため、予算の範囲内において令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止電気柵導入支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則(平成17年十和田市規則第66号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有している個人若しくは市内に本店又は主たる事務所を有している法人であること。
- (2) 農作物を生産し、出荷・販売していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内に所在する自己所有(同一世帯内の者の所有を含む。)若しくは利用権を有する農地又農業用施設(以下「農地等」という。)に設置する電気柵の資材購入に要する費用(設置費用、送料、その他諸経費等は除く。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費(消費税相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額)又は15万円のいずれか低い額以内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止電気柵導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しな

なければならない。

- (1) 令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止電気柵導入支援事業補助金に係る誓約書（様式第2号）
- (2) 導入する電気柵の見積書の写し
- (3) 位置図
- (4) 個人にあつては、令和7年分の確定申告書類又は令和8年度分市町村民税・都道府県民税申告書類等の控え等の写し
- (5) 法人にあつては、登記事項証明書、直近の決算書及び直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し
- (6) 自己所有以外の農地等に電気柵を設置する場合にあつては、当該農地等の利用権を有することが分かる書類
- (7) 市税の滞納がないことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付の決定のために市が保有する前項第7号の書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意を得た場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

3 補助金の交付は、1申請者につき、年1回までとする。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、申請者に令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止電気柵導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（設置の届出）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、原則として前条の補助金の交付の決定後に事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は、電気柵の資材が納入され、農地等に設置したときは、設置の日から起算して30日を経過した日又は令和8年11月30日のいずれか早い日まで

に、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止電気柵導入支援事業に係る設置届（様式第4号）に当該電気柵の納品書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止電気柵導入支援事業実績報告書（様式第5号）に本事業により導入した電気柵に係る請求書及びその費用を支払ったことが分かる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止電気柵導入支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止電気柵導入支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。